

議案第 3 1 号

北名古屋市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

北名古屋市役所の位置を定める条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市東保健センターの建物を北名古屋市役所分館として使用するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市役所の位置を定める条例(平成18年北名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 北名古屋市役所東庁舎分館 北名古屋市能田引免地35番地

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。